

附属書六（第六章関係） 第六十二条に関する特定の約束に係る表

第一編 注釈

- 1 分野ごとに行う特定の約束に記載するアルファベット及び括弧内の番号は、サービス分野分類表（千九百九十一年七月十日付けのガツト事務局文書M T N・G N S—I W—I—O）及び暫定的な中央生産物分類（統計文書M第七十七号、国際連合国際経済社会局統計部、ニューヨーク、千九百九十一年）（以下この附属書において「C P C」という。）による。これらのアルファベット及び番号による分類は、特定の約束の記述の明確性を高めるために記載するものであり、特定の約束の一部を構成するものと解してはならない。
- 2 この特定の約束に係る表への記載は、特定の約束に係る表への記載のための指針（二千一年三月二十八日付けの世界貿易機関文書S／L／第九十二号）に従つたものである。ただし、当該指針は、法的拘束力を有するものと解してはならない。
- 3 締約国の特定の約束に係る表に記載する(1)から(4)までのサービスの提供の態様は、それぞれ第五十八条

(m) (i)から(iv)までに規定するサービスの提供に対応する。

4 「約束しない。*」とは、技術的に可能でないため約束しないことをいう。

5 個別のCPCの番号に付された「**」は、当該番号の分野のための特定の約束が当該番号の分野に含まれるサービスの全ての小分野には及ばないことを表す。

(第二編 インドの特定の約束に係る表は省略)

第三編 日本国の特定の約束に係る表

I 各分野に共通の約束

分 野	市場アクセスに係る制限	内国民待遇に係る制限	追加的な約束
この特定の約束に係る表に掲げる全ての分野			
(3) 研究及び開発に係る補助金については、約束しない。			

	分野
1 実務サービス A 自由職業サービス	市場アクセスに係る制限
	内国民待遇に係る制限
	追加的な約束

II 分野ごとに行う特定の約束

(4) 出入国管理に関する法令に基づく措置については、附属性七に定める区分のいずれかに該当するインドの自然人の入国及び一時的な滞在に関する措置を除くほか、約束しない。	(4) 研究及び開発に係る補助金については、約束しない。
出入国管理に関する法令に基づく措置については、市場アクセスに係る制限の欄に規定するインドの自然人の入国及び一時的な滞在に関する措置を除くほか、約束しない。	出入国管理に関する法令に基づく措置については、市場アクセスに係る制限の自然人の入国及び一時的な滞在に関する措置を除くほか、約束しない。

(a)

日本国 の 法律 に より
「弁護士」としての資格
を有する弁護士が提供す
る法律サービス

(八六一)

日本国 の 法律 に より
「弁護士」としての資格
を有する弁護士が提供す
る法律サービス

日本国 の 法律 に より
「弁護士」としての資格
を有する弁護士が提供す
る法律サービス

(1)

弁護士法人(注)が提供し
なければならない。

注 日本国の法律による
弁護士法人とは、日本

国 の 法律 に より 「弁護
士」としての資格を有
する弁護士であり、か
つ、弁護士法人の業務
を執行する権利及び義
務を有する一人以上の
社員によって構成され
るもの を い う。

日本国 の 法律 に より
「弁護士」としての資格
を有する弁護士が提供す
る法律サービス

(2)

弁護士法人(注)が提供し
なければならない。

日本国 の 法律 に より 「弁護
士」としての資格を有
する弁護士法人とは、日本
の 法律 に より 「弁護
士」としての資格を有
する弁護士であり、か
つ、弁護士法人の業務
を執行する権利及び義
務を有する一人以上の
社員によって構成され
るもの を い う。

(1)

制限しない。

制限しない。

(a) サービス提供者が弁護士としての資格を有する管轄地の法律に関する法的な助言サービス (八六一**)	(a) 法律に関する法的な助言サービスには、次の事項を含まない。 (i) 裁判所その他の官公署における法律上の手続についての法的な代理サービス及	(1) サービスは、自然人が提供しなければならない。 業務上の拠点が必要である。	(4) 業務上の拠点が必要である。	業務上の拠点が必要である。
(4) 業務上の拠点が必要である。	(3) (2) 制限しない。 サービスは、自然人が提供しなければならない。 業務上の拠点が必要である。	(1) サービス提供者は、一年間に百八十日以上日本国に滞在することが必要である。	(4) 制限しない。	(3) 制限しない。
	(3) (a) 管轄地において効力を有し、又は有した国際法に関する業務は、認める。第三国の法律に関する業務は、各事案について、権限のあ			

びその手続について

の法的な文書の作成

(ii) サービス提供者が

弁護士としての資格

を有する管轄地（以

下この分野において

「管轄地」という。）

の法律以外の法律に

関する法的な意見の

表明

(iii) 公正証書の作成の

嘱託についての法的

な代理サービス

(iv) 日本国内に所在す

る不動産に関する権

利又は工業所有権、

鉱業権その他の日本

国内の官公署への登

録により成立する権

利の得喪又は変更を

る人（例えば、第三国
において資格を有し、
かつ、当該第三国の法
律に関する業務に従事
している弁護士）の書

面による助言を受ける
ことを条件として認め
る。日本国の法律に関
する業務は、認めな
い。

(b) 「弁護士」との共同

事業は、認める。「弁

護士」の雇用は、認め

る。

(c) 事業体の名称の使用

については、制限しな

い。ただし、当該名稱

に「外国法事務弁護士

事務所」という文言を

付加しなければならな

主な目的とする法律

事件についての活動

(b)

サービス提供者は、

親族関係若しくは相続

に関する法律事件で

あってその当事者とし

て日本国の国民が含まれるも

る又は日本国内に所在する不動産に關する権利若しくは工業

所有権、鉱業権その他

の日本国内の官公署への登録により成立する

権利の得喪若しくは変更を目的とする法律事

件であつて当該目的が主たる目的ではないものについては、「弁護士」と共同し、又は「弁護士」の助言を受

い。
国際仲裁における代

(d) 理を認め
る。

けることを必要とする。

サービス提供者が弁護士としての資格を有する管轄地の法律に関する法的な助言サービスの分野における特定の約束に関する注釈

サービス提供者は、法務大臣により「外国法事務弁護士」として承認を受け、かつ、日本弁護士連合会の登録を受けなければならない。

法務大臣が承認を与える条件は、次のとおりである。

- (a) サービス提供者が管轄地において弁護士としての資格を有すること。
- (b) サービス提供者が管轄地において少なくとも三年間弁護士としての職務に従事したこと。
- (c) 「弁護士」に適用された場合に「弁護士」として不適格であると認められるような管轄地における欠格要件にサービス提供者が該当しないこと。
- (d) サービス提供者が誠実にその職務を遂行する意思を有すること。
- (e) サービス提供者が適正かつ確実に職務を遂行するための計画、住居及び財産的基礎を有すること。
- (f) サービス提供者が依頼者に与えた損害を賠償する能力を有すること。

(a) 日本国の法律により
「司法書士」としての資格を有する司法書士が提供する法律サービス

(1) サービスは、自然人又は司法書士法人（注）が提供しなければならない。
注 日本国の法律による

司法書士法人とは、日本
の法律により「司法
書士」としての資格
を有する司法書士であ
り、かつ、司法書士法
人の業務を執行する權
利及び義務を有する二
人以上の社員によつて
構成されるものをい
う。

業務上の拠点が必要であ
る。

(2) サービスは、自然人又は
司法書士法人が提供しなけ
ればならない。

(3) 業務上の拠点が必要であ
る。
サービスは、自然人又は

(2)
制限しない。

(3)
制限しない。

	(a) 日本国の法律により「行政書士」としての資格を有する行政書士が提供する法律サービス（八六一＊＊）	司法書士法人が提供しなければならない。
	(1) サービスは、自然人又は行政書士法人（注）が提供しなければならない。 注　日本国の法律による行政書士法人とは、日本国の法律により「行政書士」としての資格を有する行政書士であり、かつ、行政書士法人の業務を執行する権利及び義務を有する二人以上の社員によって構成されるものをいう。	(4) 業務上の拠点が必要である。
	(1) 制限しない。	(4) 制限しない。

<p>(a)</p> <p>日本国 の法律により 「社会保険労務士」とし ての資格を有する社会保 険労務士が提供する法律 サービス</p> <p>(八六一**)</p>	<p>業務上の拠点が必要であ る。</p> <p>業務上の拠点が必要であ る。</p> <p>業務上の拠点が必要であ る。</p> <p>業務上の拠点が必要であ る。</p>
<p>注 日本国の法律による 社会保険労務士法人と サービス</p>	<p>(1) サービスは、自然人又は 行政書士法人が提供しなけ ればならない。</p> <p>(2) サービスは、自然人又は 行政書士法人が提供しなけ ればならない。</p> <p>(3) サービスは、自然人又は 行政書士法人が提供しなけ ればならない。</p> <p>(4) 業務上の拠点が必要であ る。</p>
	<p>(1) 制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(4) 制限しない。</p>

は、日本国の法律により「社会保険労務士」としての資格を有する社会保険労務士であり、かつ、社会保険労務士法人の業務を執行する権利及び義務を有する二人以上の社員によつて構成されるものをいう。

業務上の拠点が必要である。

(2) サービスは、自然人又は社会保険労務士法人が提供しなければならない。

(3) 業務上の拠点が必要である。
サービスは、自然人又は

(2)
制限しない。

(3)
制限しない。

		(a) 日本国の法律により「弁理士」としての資格を有する弁理士が提供する法律サービス （八六一一九、八六一 二、八六一三、八六一 九）	
特許業務法人について		(1) サービスは、自然人又は特許業務法人（注）が提供しなければならない。 注　日本国の法律による特許業務法人とは、日本国の法律により「弁理士」としての資格を有する弁理士であり、かつ、特許業務法人の業務を執行する権利及び義務を有する二人以上上の社員によって構成されるものをいう。	(4) 社会保険労務士法人が提供しなければならない。 （4）業務上の拠点が必要である。
		(1) 制限しない。	(4) 制限しない。

<p>(a)</p> <p>日本国の法律により 「海事代理士」としての 資格を有する海事代理士 が提供する法律サービス</p> <p>(八六一**)</p>	
<p>(3) 供しなければならない。</p> <p>(2) サービスは、自然人が提 供しなければならない。</p> <p>(1) サービスは、自然人が提 供しなければならない。</p>	<p>(4) 制限しない。</p> <p>(3) サービスは、自然人又は 特許業務法人が提供しなけ ればならない。</p> <p>(2) サービスは、自然人が提 供しなければならない。</p> <p>(1) サービスは、自然人が提 供しなければならない。</p>
<p>(3) 制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p> <p>(1) 制限しない。</p>	<p>(4) 制限しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p> <p>(2) 制限しない。</p>

		(a) 日本国の法律により 「土地家屋調査士」としての資格を有する土地家屋調査士が提供する法律 サービス (八六一**)	(1) サービスは、自然人又は土地家屋調査士法人（注）が提供しなければならない。 注　日本国の法律による土地家屋調査士法人とは、日本国の法律により「土地家屋調査士」としての資格を有する土地家屋調査士であり、かつ、土地家屋調査士法人の業務を執行する権利及び義務をする二人以上の社員によって構成されるもの	(4) 制限しない。
業務上の拠点が必要であ			(1) 制限しない。	(4) 制限しない。

<p>(b) 会計、監査及び簿記の サービス (八六二)</p>	
<p>(1) 日本国の法律により「公認会計士」としての資格を有する会計士又は監査法人 (注) のみが提供することができるサービスは、自然人又は監査法人が提供しなければならない。</p>	<p>(2) サービスは、自然人又は土地家屋調査士法人が提供しなければならない。 業務上の拠点が必要である。 (3) サービスは、自然人又は土地家屋調査士法人が提供しなければならない。 (4) 業務上の拠点が必要である。</p>
<p>(1) 制限しない。</p>	<p>(4) 制限しない。 (3) 制限しない。 (2) 制限しない。</p>

注　日本国の法律による

監査法人とは、日本国
の法律により「公認会
計士」としての資格を
有する会計士であり、
かつ、監査法人の業務
を執行する権利及び義
務を有する五人以上の
社員によって構成され
るものという。

(2)　監査法人については、業
務上の拠点が必要である。
日本国の法律により「公
認会計士」としての資格を
有する会計士又は監査法人
のみが提供することができます
が、自然人又は
監査法人が提供しなければ
ならない。

(2)

制限しない。

	(c) 税務サービス (八六三)	
注　　日本国の法律による 税理士法人とは、日本	(1)　税理士法（昭和二十六年 法律第二百三十七号）に規 定する税理士サービスは、 自然人又は税理士法人 (注)　が提供しなければな らない。	(4)　制限しない。 (3)　監査法人については、業 務上の拠点が必要である。 日本国の法律により「公 認会計士」としての資格を 有する会計士又は監査法人 のみが提供することができます るサービスは、自然人又は 監査法人が提供しなければ ならない。
	(1) 制限しない。	(4) 制限しない。 (3) 制限しない。

国の法律により「税理士」としての資格を有する税理士であり、かつ、税理士法人の業務を執行する権利及び義務を有する二人以上の社員によって構成されるものをいう。

(2) 当該税理士サービスについては、業務上の拠点が必要である。

税理士法に規定する税理士サービスは、自然人又は税理士法人が提供しなければならない。

当該税理士サービスについては、業務上の拠点が必要である。

制限しない。

(d) (e) 日本国の法律によ り「建築士」としての資 格を有するサービス提供 者又は「建築士」を使用 するサービス提供者のみ が提供することができる 建築サービス (八六七一二、八六七一 三、八六七一四(注)) (八六七二二、八六七二 三、八六七二四(注)) 八六七二五(注)、八六	(1) 業務上の拠点が必要であ る。 (2) 業務上の拠点が必要であ る。 (3) 制限しない。 (4) 業務上の拠点が必要であ る。	(1) 業務上の拠点が必要であ る。 (2) 業務上の拠点が必要であ る。 (3) 制限しない。 (4) 業務上の拠点が必要であ る。	(4) 税理士法に規定する税理 士サービスについては、業 務上の拠点が必要である。 (3) 税理士法に規定する税理 士サービスは、自然人又は 税理士法人が提供しなけれ ばならない。	(3) 税理士法に規定する税理 士サービスは、自然人又は 税理士法人が提供しなけれ ばならない。
(八六七一二、八六七一 三、八六七一四(注)) (八六七二二、八六七二 三、八六七二四(注)) 八六七二五(注)、八六	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(4) 制限しない。 (3) 制限しない。	(4) 制限しない。 (3) 制限しない。

七二七（注）

注 建築物の建築のた
めに必要なサービス

（建築後のサービス
を除く。）に限る。

(d)、
(e)、(g) 日本国の法律

により「建築士」として
の資格を有しないサービ

ス提供者又は「建築士」
を使用しないサービス提
供者が提供することがで
きる建築サービス

（八六七一）

（八六七二（注））

（八六七四二（注））

注 建築物の建築のた
めに必要なサービス
に限る。

(4) (3) (2) (1)

制限しない（注）。
制限しない（注）。

制限しない。
制限しない。

制限しない（注）。
注 サービスが日本国

法律により「建築士」

としての資格を有する

サービス提供者又は

「建築士」を使用する

サービス提供者によつ

て提供される場合に
は、業務上の拠点が必
要である。

(4) (3) (2) (1)

制限しない。
制限しない。

制限しない。
制限しない。

制限しない。

		(e)、 (f) エンジニアリング 及び総合エンジニアリン グのサービス	(e) (g) F (e) 相談サービス	(e) (g) F (m) 土木	(八六七二 (注)) (八六七三 (注)) 注 建築サービス及び 土木相談サービスを 除く。
六七五二 (注)	(八六七五 一 (注)) 、八	(八六七四 一、八六七 四 (注)) (注)	六七二四 (注) 、八六七 二七 (注) 、八六七二 九 (注)	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。
				(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。

(4)	(3) (2) (1) 約束しない。 約束しない。	(h) 医師及び歯科医師サー ビス (九三一一)	(g) 都市計画及び景観設計 サービス (八六七四 (注)) 注 建築サービス及び 土木相談サービスを 除く。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。	注 土木のために必要なサービス（建築物のためのエンジニアリングデザイン・サービスを除く。）に限る。	
(4)	(3) (2) (1) 約束しない。 約束しない。	(3) (2) (1) 限がないことを除くほか、 外国資本の参加に関し制 約束しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 約束しない。 約束しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 約束しない。 約束しない。		

			(i) (九三二) 獣医サービス
(j) 日本国の法律により 「理学療法士」としての 資格を有する理学療法士 又は「栄養士」としての 資格を有する栄養士が提 供するサービス (九三一九一***)	(j) 助産師、看護師及び準 医療従事者により提供さ れるサービス (九三一九一***)		
(4) 約束しない。 約束しない。	(3) (2) (1) 制限しない。 限がないことを除くほか、 約束しない。	(4) (3) (2) (1) 約束しない。＊ 約束しない。	(4) (3) (2) (1) 約束しない。＊ 約束しない。
(4) 制限しない。	(3) (2) (1) 制限しない。 限がないことを除くほか、 約束しない。	(4) (3) (2) (1) 約束しない。＊ 約束しない。	(4) (3) (2) (1) 約束しない。＊ 約束しない。

		B 電子計算機サービス及び 関連のサービス（航空運送 のためのコンピュータ予約 システムのサービスを除 く。） （八四）
C 研究及び開発のサービス (a) 自然科学の研究及び開 発のサービス （八五一）		(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。
C 研究及び開発のサービ ス (b) 社会科学及び人文科学 の研究及び開発のサービ ス （八五二）		(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。
(c) 学際的な研究及び開 発 のサービ ス （八五三）		(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。

				D 不動産に係るサービス
		(a) 所有し、又は賃借する不動産（日本国内にあるもの）に係るサービス （八二一＊＊）		(1) 業務上の拠点が必要である。
		(b) 報酬を受け、又は契約に基づいて行う不動産（日本国内にあるもの）に係るサービス （八二二＊＊）	(a) 所有し、又は賃借する不動産（日本国外にあるもの）に係るサービス （八二一＊＊）	(1) 業務上の拠点が必要である。 (2) 業務上の拠点が必要である。 (3) 制限しない。 (4) 業務上の拠点が必要である。
(4) (3) 制限しない。 業務上の拠点が必要である。	(2) 業務上の拠点が必要である。	(1) 業務上の拠点が必要である	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(1) 業務上の拠点が必要である。 (2) 業務上の拠点が必要である。 (3) 制限しない。 (4) 業務上の拠点が必要である。
(4) (3) 制限しない。 業務上の拠点が必要である。	(2) 業務上の拠点が必要である。	(1) 業務上の拠点が必要である	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(1) 業務上の拠点が必要である。 (2) 業務上の拠点が必要である。 (3) 制限しない。 (4) 業務上の拠点が必要である。

			(b) (a) 日本國の國民 日本國の法律に より設立された法 人であつて、その 代表者の全員及び 業務を執行する役 員の三分の二以上 が日本國の国籍を 有するもの	ればならない。
		(4) (3) (2) (1)		
			制限しない。 制限しない。 制限しない。 約束しない。	
		(4) (3) (2) (1)		
			制限しない。 制限しない。 制限しない。 約束しない。	

サービス	(c) 運送機器（船舶及び航空機を除く。）に関する運転者を伴わない賃貸	日本国の国民 日本国の法律により設立された法人であって、その代表者の全員及び役員の三分の二以上が日本国の議決権の三分の二以上が日本国の人によつて占められてゐるもの	(a) 機は、次のいずれかの者が所有しなければならない。	(b)	
	(4) (3) (2) (1) 制限しない。				
	(4) (3) (2) (1) 制限しない。				

(b) のサービス	F (a) その他の実務サービス (八七二)	(d)、(e) 機械及び機器（運送機器を除く。）並びに個人及び家庭用品に関する運転者を伴わない賃貸サービス (八三一〇六一八三一〇九) (八三二)	(八三一〇一、八三一〇二、八三一〇五)
(2) (1) 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。	
(2) (1) 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。	

			(八六四)	
(八六七六***)	(e) 製造業製品に係る技術 試験及び分析サービス (計量法(平成四年法律 第五十一号)の対象となる サービスを除く。)	(d) 経営相談に関する サービス (八六六〇一、八六六〇 九)	(c) 経営相談サービス (八六五)	
(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) (3) 制限しない。	
(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) (3) 制限しない。	

(h) 鉱業に付随するサービス	(e) 計量法の対象となる次の技術試験及び分析サービス （八六七六三＊＊）	(a) 特定計量器の定期検査のサービス	(b) 特定計量器の検定のサービス	(c) 計量証明事業（特定計量証明事業を含む。）	(d) 計量証明に使用する特定計量器の検査のサービス	(f) 計量器の校正等のに対する認定
(1) 鉱業権又は租鉱権を必要	(1) 業務上の拠点が必要である。	(2) 業務上の拠点が必要である。	(2) 業務上の拠点が必要である。	(1) 業務上の拠点が必要である。	(1) 業務上の拠点が必要である。	(1) 業務上の拠点が必要である。
(1) 鉱業権又は租鉱権を必要	(4) (3) (2) (1)	(4) (3) (2) (1)	(4) (3) (2) (1)	(4) (3) (2) (1)	(4) (3) (2) (1)	(4) (3) (2) (1)

とするサービスは、日本国
の国民又は日本国の法律に
より設立された法人が鉱業
法（昭和二十五年法律第二
百八十九号）に従つて提供
しなければならない。

(3) (2)
制限しない。

鉱業権又は租鉱権を必要
とするサービスは、日本国
の国民又は日本国の法律に
より設立された法人が鉱業
法に従つて提供しなければ
ならない。

(3) (2)
制限しない。

鉱業権又は租鉱権を必要
とするサービスは、日本国
の国民又は日本国の法律に
より設立された法人が鉱業
法に従つて提供しなければ
ならない。

(4) 鉱業権又は租鉱権を必要
とするサービスは、日本国
の国民又は日本国の法律に

(4) 鉱業権又は租鉱権を必要
とするサービスは、日本国
の国民又は日本国の法律に

とするサービスは、日本国
の国民又は日本国の法律に
より設立された法人が鉱業
法に従つて提供しなければ
ならない。

		(k) 次に掲げる職業以外のものについて日本国内において人员をあつせんするサービス（求職及び求人の申込みに基づき求職者と求人者との間に雇用関係を成立させるためのサービスに限る。）	(1) 業務上の拠点が必要である。 (2) 約束しない。＊ (3) 制限しない。 (4) 業務上の拠点が必要である。	(1) 業務上の拠点が必要である。 (2) 約束しない。＊ (3) 制限しない。 (4) 業務上の拠点が必要である。	より設立された法人が鉱業法に従つて提供しなければならない。
(c)	(b)	(a) 港湾運送サービス 建設工事	(1) 業務上の拠点が必要である。 (2) 約束しない。＊ (3) 制限しない。 (4) 業務上の拠点が必要である。	(1) 業務上の拠点が必要である。 (2) 約束しない。＊ (3) 制限しない。 (4) 業務上の拠点が必要である。	より設立された法人が鉱業法に従つて提供しなければならない。
(八七二〇一、八七二〇二)		労働者の保護に支障を及ぼすおそれがあるものとして厚生労働省令で定めるもの			

(k) 次に掲げる業務以外のものについて日本国内において（注）人員を提供するサービス（サービス提供者が雇用する労働者とを当該サービス提供者との間の雇用関係を維持しつつ、他の者の指揮の下において労働に従事させるために派遣するサービスに限る。）

注 労働者については、企業内の転任を通じて日本国外から派遣してはならぬ。

い。

(c) (b) (a)

警備 建設工事 港湾運送サービス

(1) 業務上の拠点が必要である。
 (2) 約束しない。＊
 (3) 制限しない。
 (4) 業務上の拠点が必要である。
 (1) 業務上の拠点が必要である。
 (2) 約束しない。＊
 (3) 制限しない。
 (4) 業務上の拠点が必要である。

(1) 制限しない。
 (2) 約束しない。＊
 (3) 制限しない。
 (4) 制限しない。＊

<p>(m)</p> <p>科学及び技術に関連する相談サービス（石油、石油製品、ガス、鉱物及び測量に関するサービスを除く。）</p> <p>（八六七五一***、八六七五二***）</p>	<p>(1) 調査サービス (八七三〇一)</p>	<p>九 (八七二〇三、八七二〇)</p>	<p>(d) あらかじめ労働政策審議会の意見を聴いた上で政令で定める業務（例えば、医療関係業務）</p>
<p>(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。</p>	<p>(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。</p>		
<p>(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。</p>	<p>(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。</p>		

		(m) 科学及び技術に関連する相談サービス（石油、石油製品、ガス及び鉱物に関連するサービス）
		(注)
	(八六七五一***、八六七五二***)	(八六七五一***、八六七五二***)
	注 鉱業法により、鉱業権及び租鉱権を必要とするサービスを除く。	注 鉱業法により、鉱業権及び租鉱権を必要とするサービスを除く。
(m) 日本国内の土地の測量 サービス (八六七五三***、八六七五四***)	(1) 基本測量（注1）又は公共測量（注2）の測量成果を使用することなく実施する測量、局地的測量及び高度の精度を必要としない測量以外の測量については、業務上の拠点が必要である	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 約束しない。
	(1) 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 約束しない。

る。

注1 「基本測量」と

は、全ての測量の基礎となる測量で、国土交通省国土地理院が行うものをいう。

注2 「公共測量」と

は、基本測量以外の測量のうち、局地的測量及び高度の精度を必要としない測量を除くほか、その費用の一部又は全部を日本国政府又は日本国の他の公共団体が負担し、又は補助して実施するものを行う。

(2)

測量成果を使用することな

(2)

基本測量又は公共測量の制限しない。

(n) 機器（船舶、航空機そ	(m) 日本国外の土地の測量 サービス (八六七五三***、八六 七五四**)	く実施する測量、局地的測量及び高度の精度を必要としない測量以外の測量については、業務上の拠点が必要である。
(1) 約束しない。 *	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) (3) 基本測量又は公共測量の測量成果を使用することなく実施する測量、局地的測量及び高度の精度を必要としない測量以外の測量については、業務上の拠点が必要である。
(1) 約束しない。 *	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) (3) 制限しない。

	(q) こん包サービス (八七六)	(p) 写真サービス (八七五)	(o) 建築物の清掃サービス (八七四〇一、八七四〇二、八七四〇三、八七四〇九)	の他の運送機器を除く。)の保守及び修理 (六三三、八八六一―八 八六六)
(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 約束しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。 *	(4) (3) (2) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。
(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。 *	(4) (3) (2) (1) 約束しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。 *	(4) (3) (2) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。

		(r) 印刷及び出版のサービ ス (八八四四二)
	(s) 会議サービス (八七九〇九＊＊)	
(t) 信用調査のサービス (八七九〇一) (注) 注 中央生産物分類第 M第七十七号第一・ 一版、国際連合国際 経済社会局統計部、 ニューヨーク、二千 八年)においては、 八五九一〇が該当す		
(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。
(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。

(b) 法律事件に係る法律 業務を構成するもの (注)			
法（平成十年法律 に関する特別措置 法）			

(t) 電話応答のサービス (八七九〇三) (注) 注 中央生産物分類第				第一百二十六号)に規定する債権以外の債権を譲り受け回収する場合を除く。
(3) (2) (1) 制限しない。	(4) 業務上の拠点が必要である。	(3) (2) サービスは、自然人、弁護士法人又は債権管理回収業に関する特別措置法に基づき設立された法人が提供しなければならない。	(3) (2) 業務上の拠点が必要である。	注 この分野において、「自然人」とは、日本国の法律により「弁護士」としての資格を有する弁護士をいう。
(3) (2) (1) 制限しない。	(4) 制限しない。	(3) (2) 制限しない。		

			一・一版において は、八五九三一及び 八五九三九が該當す る。
(t) 複写のサービス (八七九〇四) (注) 注 中央生産物分類第 一・一版において は、八五九三一が該 当する。 は、八五九四〇が該 当する。	(t) 電話による顧客への対 応のサービス (八七九〇三***、八七 九〇九***) (注) 注 中央生産物分類第 一・一版において は、八五九三一が該 当する。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。
(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4)	制限しない。

(t) 貿易見本市及び展覧会	(t) ス (八七九〇七)	(t) 専門デザイン・サービ	(t) 郵便物の発送のサービス (八七九〇六) (注) 注 中央生産物分類第 一・一版において は、八五九五〇が該 当する。	(t) 郵送先名簿の編集及び 郵便物の発送のサービス (八七九〇五)	(t) 翻訳及び通訳のサービ
(1) 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。		(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。	
(1) 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。		(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。	

の開催に係るサービス

(八七九〇九***)

(注)

注 中央生産物分類第

一・一版において

は、八五九七〇が該

当する。

2 通信サービス

A／B 郵便又はクーリエ・

サービス (注)

注 郵便又はクーリエ・

サービスの提供者は、

関係する形態の運送

サービスに係る許可又

は登録の要件に従わな

ければならない。信書

(印刷物、小包、物品

その他の品目を含

む。) の送達以外の郵

(4) (3) (2)

制限しない。
制限しない。
制限しない。

(4) (3) (2)

制限しない。
制限しない。
制限しない。

便又はクーリエ・サービスの分野における日本国との約束は、運送サービスの分野に記載する。 (「11 運送サービス」参照)

特定信書便事業によつて提供される信書の送達のサービス

特定信書便事業とは、民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)に定める次のいずれかの信書便物に係る信書の送達のサービスを提供する事業をいう。

(a) その長さ、幅及び厚さの合計が九十センチ

(4) (3) (2) (1)

制限しない。
制限しない。
制限しない。

(4) (3) (2) (1)

制限しない。
制限しない。
制限しない。

サービス 注 日本電信電話株式会社	C 電気通信サービス 基本電気通信サービス 音声電話サービス (七五二一) (b) パケット交換データ伝送サービス (七五二三＊＊) (c) 回線交換データ伝送	(c) その料金の額が千円を下回らない範囲内において総務省令で定める額を超える信書便物	(b) 差し出された時から三時間以内に送達される信書便物	メートルを超え、又はその重量が四キログラムを超える信書便物
		(3) 制限しない。 (2) 制限しない。 (1) 制限しない。	(3) 制限しない。 (2) 制限しない。 (1) 制限しない。	
		日本電信電話株式会社 (注)への直接的又は間接的な外国資本の参加の割合は、三分の一未満でなければならぬ。	日本電信電話株式会社及びその地域会社の取締役及び監査役は、日本国の国籍を有しなければならない。	

			(七五二三**)
		(d) テレックス・サービス (七五二三**)	社は、その地域会社の発行済株式の総数を保有していなければならぬ。
	(f) ファクシミリ・サービ ス (七五二一**、七五二 九**)	(g) 専用回線サービス (七五二二**、七五二 三**)	(4) 制限しない。
(o) その他	(h) 付加価値サービス 電子メール・サービス (七五二三**)	(i) 電子メール・サービ ス (七五二三**)	(4) 制限しない。
(j) 情報及びデータベース のオンラインでの検索	(注) への直接的又は間接的な外国資本の参加の割合は、三分の一未満でなければならない。	日本電信電話株式会社 (3) (2) (1) 日本電信電話株式会社及 びその地域会社の取締役及び監査役は、日本国の国籍を有しなければならない。	(4) 制限しない。
注 日本電信電話株式会 社	の		

D 音響・映像サービス	<p>(o) その他</p> <p>(n) 情報又はデータのオンラインでの処理サービス (取引の処理を含む。) (八四三**)</p> <p>(m) コード及びプロトコルの変換サービス</p> <p>(l) 高度ファクシミリ及び付加価値ファクシミリのサービス（蓄積及び転送並びに蓄積及び検索を含む。）</p> <p>(k) 電子データ交換（ED）サービス (七五二三**)</p> <p>I サービス (七五二三**)</p>	<p>(1) 高度ファクシミリ及び付加価値ファクシミリのサービス（蓄積及び転送並びに蓄積及び検索を含む。）</p> <p>(4)</p> <p>社は、その地域会社の発行済株式の総数を保有していなければならぬ。</p> <p>制限しない。</p> <p>(4)</p> <p>制限しない。</p>

	(d) ラジオ及びテレビの放 送サービス (七五二四)	(c) ラジオ及びテレビの サービス (九六一三)	(b) 映画の映写サービ ス (九六一二)	(a) 映画及びビデオテープ の制作及び配給のサービ ス (九六一一)
(4) (3) (2) (1) 約束しない。 約束しない。 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 約束しない。 約束しない。 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 約束しない。 約束しない。 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。
(4) (3) (2) (1) 約束しない。 約束しない。 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 約束しない。 約束しない。 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 約束しない。 約束しない。 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。

(a) 八 これらのサービスで鉱	E その他 (五一、五一五、五一七)	D 建築物の仕上工事 (五一三)	C 設置及び組立工事 (五一四、五一六)	B 土木に係る総合建設工事 (五一二)
				A 建築物に係る総合建設工事
3 建設サービス及び関連のエ ンジニアリング・サービス	3 建設サービス及び関連のエ ンジニアリング・サービス			
(1) 約束しない。 *				(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。
(1) 約束しない。 *				(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。

			業に関連しないもの
	(b) これらサービスで鉱業に関連するもの	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。	(4) 業務上の拠点が必要である。
(4) 鉱業権又は租鉱権を必要とするサービスは、日本国	(1) 鉱業権又は租鉱権を必要とするサービスは、日本国 の国民又は日本国の法律により設立された法人が鉱業法に従つて提供しなければならない。	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。	(4) (3) (2) 制限しない。
(4) 鉱業権又は租鉱権を必要とするサービスは、日本国	外國為替及び外國貿易法により、事前の届出が必要である。	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。	(4) (3) (2) 制限しない。

ス	D フランチャイズ・サービ ス 一 （○）	A 問屋サービス (六二一、六一一、 一一三〇、六一二〇) B 卸売サービス (六二一、六一一、 一一三〇、六一二〇) C 小売サービス (六三一、六三三、六一 一二、六一一三〇、六一二 一)	4 流通サービス 六
			より設立された法人が鉱業 法に従つて提供しなければ ならない。
			業務上の拠点が必要であ る。
			より設立された法人が鉱業 法に従つて提供しなければ ならない。

(八九二九)

(a) これらのサービスで、
石油、石油製品、米、
たばこ及びアルコール飲
料に関連するサービス並
びに公共卸売市場（注）
において提供されるサー
ビス以外のもの

(4) (3) (2) (1)

制限しない。
制限しない。
制限しない。
制限しない。

注 公共卸売市場と
は、国又は地方の政
府の認可に基づき生
鮮食料品（野菜、果
物、海産物、肉類そ
の他日常の用に供す
る食料品を含む。）
又は花の問屋及び卸
売のサービスのため
に設置される市場で
あつて、卸売場、自
動車駐車場その他の

(4) (3) (2) (1)

制限しない。
制限しない。
制限しない。
制限しない。

				前記の物品の取引及び荷さばきに必要な施設を設けて継続して開場されるものをいう。
	(c) アルコール飲料に関するもの	(b) 石油及び石油製品に関するもの		
(4) サービス提供者に付与する免許の数は、制限することができる。 する免許の数は、制限することができる。	(3) (2) (1) サービス提供者に付与する 免許の数は、制限するこ とができる。	(4) 制限しない。 制限しない。 サービス提供者に付与す る免許の数は、制限するこ とができる。	(3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 サービス提供者に付与す る免許の数は、制限するこ とができる。	
(4) 制限しない。	(3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。	(4) 制限しない。 により、事前の届出が必要である。	(3) (2) (1) 制限しない。 外国為替及び外国貿易法	

	(d) 公共卸売市場において 提供されるもの	とができる。
中央公共卸売市場におけるサービスは、日本国の法	<p>(3) 約束しない。*</p> <p>(2) サービス提供者に付与する許可の数は、制限することができる。</p> <p>(1) 約束しない。*</p>	<p>約束しない。*</p> <p>約束しない。*</p> <p>約束しない。*</p>
(4) サービス提供者に付与する許可の数は、制限することができる。	(4) 制限しない。	(3) 約束しない。 (2) 制限しない。 (1) 制限しない。*

				律により設立された法人が 卸売市場法に従つて提供し なければならない。

校、中学校、中等教

育学校、高等学校、

大学、短期大学、高

等専門学校、盲学

校、聾学校、養護学

校及び幼稚園をい

う。

注2 いかなる提供の態

様による市場アクセ
ス及び内国民待遇に
係る特定の約束も、
日本国の法律に基づ
いて設置される学校
教育機関、専修学校
及び各種学校におけ
る単位、学位その他の
の資格証明の承認に
ついて適用されるも
のと解してはならな
い。

B 中等教育サービスであつて学校教育として提供されるもの（注1）（注2）（九二二一、九二二二、九二二三）

注1 日本国において学校教育として提供される初等教育サービス、中等教育サービス及び高等教育サービスは、学校教育機関が提供する。「学校教育機関」とは、日本国の法律に基づいて設置される小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、大学、短期大学、高等専門学校、盲学校

(4) 約束しない。
(3) (2) (1)
学校教育機関は、学校法人が設置しなければならない。

(4) 約束しない。
(3) (2) (1)
約束しない。

4 （注1） （注2） （注3） （注4） C	高等教育サービス	いかなる提供の態 様による市場アクセ ス及び内国民待遇に 係る特定の約束も、 日本国の法律に基づ いて設置される学校 教育機関、専修学校 及び各種学校におけ る単位、学位その他 の資格証明の承認に ついて適用されるも のと解してはならな い。	校、聾学校、養護学 校及び幼稚園をい う。	
(3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。				
(3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。				

(九二三一、九二三九)

注¹ 日本国において学

校教育として提供さ
れる初等教育サービ
ス、中等教育サービ
ス及び高等教育サー
ビスは、学校教育機
関が提供する。「学

校教育機関」とは、
日本国の法律に基づ
いて設置される小学
校、中学校、中等教
育学校、高等学校、
大学、短期大学、高
等専門学校、盲学
校、聾^{ろう}学校、養護学
校及び幼稚園をい
う。

制限しない。

(4)

制限しない。

ス及び内国民待遇に
係る特定の約束も、

日本国の法律に基づ
いて設置される学校
教育機関、専修学校
及び各種学校におけ
る単位、学位その他
の資格証明の承認に
ついて適用されるも
のと解してはならな
い。

注3

学校教育機関は、
学校法人が設置しな
ければならない。専
修学校及び各種学校
は、学校法人が設置
することを求められ
る場合がある。

注4

いかなる提供の態
様による市場アクセ

D 1) (注2)	<p>ス及び内国民待遇に 係る特定の約束も、 日本国の法律に基づ いて設置される学校 教育機関（大学、短 期大学及び高等専門 学校）、専修学校及 び各種学校以外の教 育機関に対して、日 本国の中央又は地方 の政府による補助金 その他の公的な資金 供与（課税の特例そ の他の公的な特典を 含む。）を伴うもの と解してはならな い。</p>
(2) (1) 制限しない。 制限しない。	
(2) (1) 制限しない。 制限しない。	

E

(九二四)

その他の教育サービス

(注1) (注2)

(九二九)

(4) (3)

制限しない。
制限しない。

注1 いかなる提供の態

様による市場アクセ
ス及び内国民待遇に
係る特定の約束も、
日本国の法律に基づ
いて設置される学校
教育機関、専修学校
及び各種学校におけ
る単位、学位その他
の資格証明の承認に
ついて適用されるも
のと解してはならな
い。

(4) (3)

制限しない。
制限しない。

注2 学校教育機関は、
学校法人が設置しな
ければならない。専

C 衛生サービス及びこれに 類似するサービス (九四〇三)	B 廃棄物処理サービス (九四〇一)	A 汚水サービス (九四〇一)	6 環境サービス	修学校及び各種学校 は、学校法人が設置 することを求められ る場合がある。
(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。				
(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。				

	D その他	
7 金融サービス	排気ガス処理サービス (九四〇四) 騒音除去サービス (九四〇五) 自然及び景観の保護 サービス (九四〇六) その他の環境保護サー ビス (九四〇九)	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。
		(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。

差別的でない制限（このようない信用秩序の維持の目的を達成するための規制の枠組みに合致するもの）を課することを妨げられない。このこととの関連において、証券会社は、日本国の関係法に定義する有価証券を取り扱うことを認められ、及び銀行は、当該関係法に従つて認められる場合を除くほか、当該有価証券を取り扱うことと認められない。

金融サービスの分野に係る特定の約束に關し、サービス提供者が積極的な勧誘を行うことなくインド国内で日本国内のサービス消費者に提供するサービスについては、第五十八条(m)(ii)の規定に基づいて提供するサービスであると認める。

A 保険及び保険関連のサービス

第五十八条(m)(i)及び(ii)に規定するサービスの提供に関する市場アクセスに係る制限の欄に記載する特定の約束については、それぞれ、了解のB 3及び4の規定に基づきこの分野において第五十九条から第六十一条までの規定及び附属書四に基づく義務に追加して負う義務を除くほか、約束しない。了解のB 3及び4の規定に基づく義務については、次の条件及び制限に従う。

(1) 次に掲げるもの及びこれらの中のものから生ずる責任に係る保険契約については、原則として業務上の拠点が必要である。

(a) 日本国内で運送される

貨物

(b) 国際海上運送に使用されない日本国の船籍の船

船舶

(2) 日本国において保険仲介サービスを行う場合には、業務上の拠点が必要である。

(2) 次に掲げるもの及びこれらのものから生ずる責任に係る保険契約については、原則として業務上の拠点が必要である。

(1) 制限しない。

B 融 サ ー ビ ス (保 険 及 び 保 険 金)			
定 す る サ ー ビ ス の 提 供 に 關 し 第五十八条(m)(i)及び(ii)に規	<p>(4) 約束しない。</p> <p>(3) 制限しない(注)。</p> <p>注 保険仲介サービスは、日本国において提供が認められている保険契約についてのみ提供することができる。</p>	<p>(4) 約束しない。</p> <p>(3) 制限しない。</p>	<p>(a) 日本国内で運送される 貨物</p> <p>(b) 国際海上運送に使用されない日本国の船籍の船舶</p>

(4) 約束しない。	(3) (2) 制限しない。 制限しない。	(1) 投資一任契約に係るサービスについては、業務上の拠点が必要である。	（1）規定に基づく義務については、次の条件及び制限に従う。	（2）規定に基づく義務について負う義務を除くほか、約束しない。了解のB3及び4の規定に基づく義務について負う義務を除くほか、約束しない。	（3）規定に基づく義務について負う義務を除くほか、約束しない。了解のB3及び4の規定に基づく義務について負う義務を除くほか、約束しない。	（4）規定に基づく義務について負う義務を除くほか、約束しない。
------------	--------------------------	--------------------------------------	-------------------------------	--	--	---------------------------------

			8 健康に関連するサービス及び社会事業サービス
B (七四七二) 旅行業サービス	9 連するサービス A ホテル及び飲食店のサー ビス (六四一一六四三)	A 病院サービス (九三一二)	8 健康に関連するサービス及び社会事業サービス
(3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) 約束しない。 約束しない。	(3) (2) (1) 約束しない。 約束しない。 約束しない。 約束しない。 約束しない。 約束しない。
(3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) 制限しない。	(3) (2) (1) 約束しない。 約束しない。 約束しない。 約束しない。

C 図書館、記録保管所及び	B 通信社サービス (九六二)	A 興行サービス（演劇、生演奏及びサークルのサービスを含む。） (九六一九)	10 娯楽、文化及びスポーツのサービス	C 観光客の案内サービス (七四七二)	
			(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 約束しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。
			(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 約束しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。
					(4) 制限しない。

		博物館のサービスその他の文化サービス	
		図書館及び記録保管所のサービス	
		(九六三一一、九六三一二)	
(a)、 (b) 国際海上運送サー	A 運送サービス 海上運送サービス（補助的なサービスを除く。）	D スポーツその他の娯楽のサービス スポーツに係るサービス (九六四一二) 遊園地及び海水浴場のサービス (九六四九二)	約束しない。 制限しない。 約束しない。 制限しない。 約束しない。 制限しない。 約束しない。 制限しない。 約束しない。 制限しない。 約束しない。 制限しない。 約束しない。 制限しない。
(1)(a) 定期船貨物の運送につ		(4) (3) (2) (1) 制限しない。 約束しない。 制限しない。 約束しない。 制限しない。 約束しない。 制限しない。 約束しない。 制限しない。 約束しない。 制限しない。 約束しない。 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 約束しない。 制限しない。 約束しない。 制限しない。 約束しない。 制限しない。 約束しない。 制限しない。 約束しない。 制限しない。 約束しない。 制限しない。 約束しない。 制限しない。
(1)(a) 定期船貨物の運送につ		(4) (3) (2) (1) 制限しない。 約束しない。 制限しない。 約束しない。 制限しない。 約束しない。 制限しない。 約束しない。 制限しない。 約束しない。 制限しない。 約束しない。 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 約束しない。 制限しない。 約束しない。 制限しない。 約束しない。 制限しない。 約束しない。 制限しない。 約束しない。 制限しない。 約束しない。 制限しない。
次のサービスは、国際海			

ビス（旅客及び貨物の運送サービスを含む。）

（七二一一、七二一二）

いては、制限しない
(注)。

ばら積み貨物の運送その他の外航海運（旅客運送を含む。）について
は、制限しない（注）。

注 日本国の船舶運航

事業者が外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるものによつて不利益な取扱いを受けている場合において、対抗上の措置をとる旨の事前の通告にもかかわらず、当該不利益な取扱いが引き続き行われ、当該日本国船舶運航事業者の利益が著しく害されて

いては、制限しない
(注)。

ばら積み貨物の運送その他の外航海運（旅客運送を含む。）について
は、制限しない（注）。

注 日本国の船舶運航

事業者が外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるものによつて不利益な取扱いを受けている場合において、対抗上の措置をとる旨の事前の通告にもかかわらず、当該不利益な取扱いが引き続き行われ、当該日本国船舶運航事業者の利益が著しく害されて

上運送提供者に対し、合理的なかつ差別的でない条件で利用可能となる。

(a) 水先サービス
(b) 押し船及び引き船のサービス
(c) 食料供給、給油及び給水のサービス
(d) ごみ収集及び廃棄物処理のサービス
(e) ポートキャプテン・サービス
(f) 航行補助サービス
(g) 陸岸において行うサービスであつて、船舶の運航に不可欠なもの（通信、給水及び電気の供給を含む。）
(h) 応急の修理サービス
びよう泊及び係留の

いるべきは、対抗上の措置として、当該外国の船舶運航事業者に対して、一定の期間、次の事項を制限し、又は禁止することができる。

(a) 日本国内の港への入港

(b) 日本国内の港における貨物の積込

制限しない。

(3) (2)
(a)

日本国の船籍を有する船舶の運航を目的とする登録会社の設立について

は、約束しない。

(b)

日本国の船籍を有する船舶の運航を目的とする登録会社の設立について

は、約束しない。

いるべきは、対抗上の措置として、当該外国の船舶運航事業者に対して、一定の期間、次の事項を制限し、又は禁止することができる。

(a) 日本国内の港への入港

(b) 日本国内の港における貨物の積込

制限しない。

(3) (2)
(a)

日本国の船籍を有する船舶の運航を目的とする登録会社の設立について

は、約束しない。

(b)

日本国の船籍を有する船舶の運航を目的とする登録会社の設立について

は、約束しない。

サービス

<p>A 海上運送サービス（補助的なサービスに限る。）</p>	<p>(c) 乗組員を伴う船舶（日本国の船籍を有する船舶を除く。）の賃貸（七二一三）</p>	
		<p>(海上運送サービス（補助的なサービスを含む。）の分野における特定の約束に関する注釈1に定義するもの）については、制限しない。</p> <p>(4) (a) 船員については、約束しない。</p> <p>(b) (3) (b)に規定する業務上の拠点との関連で雇用されている幹部については、約束しない。</p>
		<p>(海上運送サービス（補助的なサービスを含む。）の分野における特定の約束に関する注釈1に定義するもの）については、制限しない。</p> <p>(4) (a) 船員については、約束しない。</p> <p>(b) (3) (b)に規定する業務上の拠点との関連で雇用されている幹部については、約束しない。</p>

海上貨物取扱サービス (海上運送サービス(補) 助的なサービスを含む。)	(f) サービス、給油サービス及びご み収集サービス (七四五四**、七四五 九**)	(e) 押し船及び引き船の (七二一四)	(d) 船舶の保守及び修理 (八八六八**)
(3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 約束しない。 *	(4) (3) (2) (1) 約束しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 約束しない。 制限しない。 約束しない。 *	(4) (3) (2) (1) 約束しない。 制限しない。 約束しない。 *
(3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 約束しない。 *	(4) (3) (2) (1) 約束しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 約束しない。 制限しない。 約束しない。 *	(4) (3) (2) (1) 約束しない。 制限しない。 約束しない。 *

			の分野における特定の約束に関する注釈2に定義するもの)	
海上貨物利用運送サー	海上運送の代理店サービス（海上運送サービス（補助的なサービスを含む。）の分野における特定の約束に関する注釈4に定義するもの）	コンテナー・ステーション及びデポ・サービス（補助的なサービスを含む。）の分野における特定の約束に関する注釈3に定義するもの）	コンテナー・ステーション及びデポ・サービス（海上運送サービス（補助的なサービスを含む。）の分野における特定の約束に関する注釈2に定義するもの）	
(1) 業務上の拠点が必要であ	(4) (3) (2) (1) 約束しない。		(4) (3) (2) (1) 約束しない。 約束しない。	(4) 約束しない。 約束しない。 約束しない。 約束しない。 約束しない。 約束しない。 約束しない。 約束しない。
(1) 事業の許可又は政府によ	(4) (3) (2) (1) 約束しない。		(4) (3) (2) (1) 約束しない。 約束しない。	(4) 約束しない。 約束しない。 約束しない。 約束しない。 約束しない。 約束しない。

ビス（海上運送サービス

（補助的なサービスを含む。）の分野における特

定の約束に関する注釈⁵（に定義するもの）

る。

事業の許可又は政府によ

る登録は、相互主義に基づ

いて与えられ、又は行われ

る。

制限しない。

(3) (2) 事業の許可又は政府によ

る登録は、相互主義に基づ

いて与えられ、又は行われ

る。

(4) 約束しない。

(3) (2) 事業の許可又は政府によ

る登録は、相互主義に基づ

いて与えられ、又は行われ

る。

(4) 約束しない。

る登録は、相互主義に基づ

いて与えられ、又は行われ

る。

海上運送サービス（補助的なサービスを含む。）の分野における特定の約束に関する注釈

道路運送サービス、鉄道運送サービス、内陸水路における運送サービス及び関連補助サービスの全てがこの特定の約束に係る表に含まれていないという事実にかかわらず、複合運送の事業者（注1）は、貨物の内陸における取扱いのため、トラック、鉄道貨車若しくははしけ及びこれらの関連設備を賃借することができるか、又は複合運送の事業を行うため、合理的なかつ差別的でない条件（注2）で、これらの形態の複合運送にアクセスし、及びこれを利用することができる。

注1 「複合運送の事業者」とは、その名において、船荷証券、複合運送の書類又は物品の複合運送の契約を証明するその他の書類を発行し、かつ、当該契約により当該運送について責任を負う者をいう。

注2 「合理的なかつ差別的でない条件」とは、複合運送の事業については、複合運送の事業者が貨物を運送するための措置を適時に（後から入港した貨物に優先して取り扱われることを含む。）とができるような条件をいう。

定義

1 「国際海上運送サービスを提供するためのその他の形態の業務上の拠点」とは、インドの国際海上運送サービス提供者が、海上運送が主要な部分を占める運送サービスを一部又は一貫した形で自らの顧客に提供するために必要な全ての活動を日本国で行うことができるような業務上の拠点をいう。ただし、このことは、第五十八条(m)(i)の規定に基づいて提供するサービスについて行われる特定の約束をいかなる形においても制限するものと解してはならない。

これらの活動には、次のことを含むが、これらに限られない。

- (a) 顧客と直接に連絡を取ることによって海上運送及び関連サービスのマーケティング及び販売（見積りから仕入書の作成までの活動を含む。）を行うこと（サービス提供者自らが行うもの又はサービスの提供者と業務上の取決めを確立している他のサービス提供者が行うものに限る。）。
- (b) 自らの取引のために、顧客の代理として又は顧客に再販するために国内運送サービス及び関連サービス（一貫したサービスの提供に必要な全ての態様の内陸運送サービス、特に、内陸水路における運送サービス、道路運送サービス及び鉄道運送サービスを含み、航空運送サービスを含まない。）入手すること。
- (c) 運送される物品の原産地及び性質に関連する運送関係の書類、税関関係の書類その他の書類を準備すること。
- (d) 何らかの手段（コンピュータ情報システム及び電子データ交換を含む。）により業務上の情報を提供すること（ただし、サービス貿易一般協定電気通信に関する附属書に従うことを条件とする。）。
- (e) 日本国において設立された海上運送代理店との間で、業務上の取決め（企業への資本の参加を含む。）を確立すること及び日本国において人員を採用すること（ただし、外国の人員の場合には、第七章に定める約束に従うことを条件とする。）。

(f) 船舶の寄港の準備又は要請による貨物の引取りを行う海運会社の代理として活動すること。

2 「海上貨物取扱サービス」とは、港湾運送会社が行う活動（ターミナルオペレーターの活動を含み、港湾労働者の集団が港湾運送又はターミナルオペレーターの会社から独立して組織されている場合の港湾労働者による直接の活動を含まない。）をいう。海上貨物取扱サービスには、次の事項を計画し、及び管理することを含む。

(a) 貨物の船舶への積込み又は船舶からの取卸し

貨物の固縛又は固縛の解除

(c) 積込み前又は取卸し後の貨物の受取又は引渡し及び保管

3 「コンテナー・ステーション及びデポ・サービス」とは、港頭地区又は内陸部のいずれかにおいて、バン詰め、バン出し、補修及び船積み可能な状態にすることを目的として、コンテナーを保管する活動をいう。

4 「海上運送の代理店サービス」とは、次のことを目的として、特定の地理的区域において、一又は二以上の海運会社の営業上の権利を代理する活動をいう。

(a) 見積りから仕入書の作成までの海上運送サービス及び関連サービスのマーケティング及び販売を行うこと、海運会社に代わって船荷証券を発行すること、必要な関連サービスを入手し、及び再販すること、書類を準備すること並びに業務上の情報を提供すること。

(b) 船舶の寄港の準備又は要請による貨物の引取りを行う海運会社の代理として活動すること。

5 「海上貨物利用運送サービス」とは、運送サービス及び関連サービスの入手、書類の準備並びに業務上の情報の提供を通じて、荷主に代わって輸送活動を組織し、及び監視する活動をいう。海上貨物利用運送サービスには、その名において、船荷証券又は物品の運送の契約を証明するその他の書類を発行し、かつ、当該契約により当該運送について責任を負う者が提供するものを含む。

C 航空運送サービス	(f) 引揚げその他の救助 サービス、給水サービス 及びごみ収集サービス (七四五四**、七四五 九**)	(e) 押し船及び引き船の サービス (七二二四)	B 内陸水路における運送 サービス (八八六八**) (d) 船舶の保守及び修理
	(4) 約束しない。 (3) 制限しない。 (2) 制限しない。 (1) 制限しない。	(4) 約束しない。 (3) 制限しない。 (2) 制限しない。 (1) 制限しない。	(4) 約束しない。 (3) 制限しない。 (2) 制限しない。 (1) 制限しない。 *
	(4) 約束しない。 (3) 制限しない。 (2) 制限しない。 (1) 制限しない。	(4) 約束しない。 (3) 制限しない。 (2) 制限しない。 (1) 制限しない。 *	(4) 約束しない。 (3) 制限しない。 (2) 制限しない。 (1) 制限しない。 *

				(d) 第五十八条(a)に定義する航空機の修理及び保守のサービス
E (d) 鉄道運送サービス び修理のサービス	(e) 第五十八条(c)に定義するコンピュータ予約システムのサービス	(e) 第五十八条(h)に定義する航空運送サービスの販売及びマーケティング	(4) 制限しない。 とができる。	(3) (2) (1) 約束しない。 制限しない。 サービス提供者に付与する許可の数は、制限すること
(2) (1) 制限しない。 約束しない。 *	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) 制限しない。	(3) (2) (1) 約束しない。 制限しない。 制限しない。 *
(2) (1) 制限しない。 約束しない。 *	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 制限しない。	(4) 制限しない。	

				(八八六八**)
	F (b) 道路運送サービス 貨物運送 (七一二三)	(d) 鉄道運送機器に関する 運転者を伴う賃貸		
(4) かつ無差別の原則に基づい ビスの産出量は、暫定的な サービス事業の数又はサ	(3) (2) (1) サービス事業の数又はサ ビスの産出量は、暫定的な かつ無差別の原則に基づい て制限することができる。 サービス事業の数又はサ	(4) (3) (2) (1) 約束しない。 * 制限しない。	(4) (3) 制限しない。 * 制限しない。	(4) (3) 制限しない。
(4) 制限しない。	(3) (2) (1) 約束しない。 * 制限しない。	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 * 制限しない。	(4) (3) 制限しない。	

G (b) サービス (七一三九)	バイオライン輸送 燃料以外の物品の輸送	(d) び修理のサービス (六一二、八八六七)	(c) 両の賃貸 (七一二四)	
(3) (2) (1) 制限しない。	る。	(4) (3) (2) (1) 約束しない。 制限しない。 制限しない。 業務上の拠点が必要であ	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。 *	て制限することができる。 業務上の拠点が必要である。
(3) (2) (1) 制限しない。		(4) (3) (2) (1) 約束しない。 制限しない。 制限しない。 *	(4) (3) (2) (1) 制限しない。 制限しない。 制限しない。	

<p>(d)</p> <p>（日本 の）</p> <p>通関業サービス（日本 の税関に関連するも の）</p>	<p>(b)</p> <p>（石油及 び石油製品に関連する サービスを除く。） （七四二）</p>	<p>H 全ての形態の運送の補助 的なサービス</p>	
<p>(4) (3) (2) (1) る。 業務上の拠点が 必要で あ</p>	<p>約束しない。 約束しない。 約束しない。 約束しない。 約束しない。 約束しない。 約束しない。 約束しない。 約束しない。</p>	<p>(4) (3) (2) (1) 約束しない。 約束しない。 約束しない。 約束しない。 約束しない。 約束しない。 約束しない。 約束しない。 約束しない。</p>	<p>(4) (3) 制限 しない。 * * 制限 しない。 * *</p>
			(4) 制限 しない。